

## 【地域医療勤務環境改善体制整備特別事業】

### 1 事業目的

2024年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

### 2 補助対象医療機関及び交付要件

別紙のとおり

### 3 補助対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取り組みとして、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取り組みを総合的に実施する事業

### 4 補助対象経費

3に定めた総合的な取り組みに要する経費のうち、R8年度に新たに発生するハード経費に対して補助を行う。

### 5 補助基準額

最大使用病床数<sup>※1</sup> × 133千円<sup>※2</sup>（補助単価）

※1 医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。）

※2 以下のいずれかを満たす場合は、1床当たりの標準単価を266千円とする。

- ・ 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。
- ・ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、次頁の表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

## 6 補助率

1 / 2

## 7 その他

- ・本事業は地域医療介護総合確保基金を財源としており、国（厚生労働省）の内示結果次第で、配分調整を行う場合があります。
- ・今後の国（厚生労働省）の動向次第で、上記内容については変更になる可能性もありますので予めご承知おきください。